

税収等の確保に努めています

滞納処分の強化

市民のみなさんに負担していただく市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料などは、市政を運営する上で欠かせない自主財源です。

市では行財政改革を推進し、歳出を抑える一方で、これらの自主財源を確保するため、重要な課題として滞納整理に取り組んでいます。税等負担の公平性を確保するため、納付いただけない場合には給与等財産の差押え及びサービスの制限等を行う方針で臨んでいます。

滞納処分実績

処 分 の 内 容	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市税等の滞納者に対する給与等財産の差押え	77件	63件	148件
市営住宅法的措置（強制執行、自主退去等）	3件	9件	1件
水道の給水停止	0件	12件	92件
有効期限短期（3か月・6か月）の国保被保険者証の交付	154件	155件	145件
医療費の一時全額自己負担となる国保資格被保険証の交付	85件	102件	85件

滞納整理強化月間には、夜間や休日の電話催告、各戸を訪問しての催告を行うだけでなく、事前予約による収納窓口の時間延長など、納付相談や納付機会の拡大に努めています。

何らかの事情で納期限内に納付できない場合には相談に応じていますので、各担当課に相談してください。

納め忘れのない安心で便利な口座振替制度をご利用ください。

口座振替制度をご利用になると、納期限の日に指定口座から自動で引き落とされるので、納付の手間も省けるうえ、納め忘れもなく大変便利です。一度手続きされると翌年以降も継続されるので安心です。振替を希望される金融機関の窓口で手続きをしてください。

口座振替の方法

口座振替ができる金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、呉信用金庫、中国労働金庫、広島市信用組合、三原農協、ゆうちょ銀行
必要なもの	印かん（金融機関に届け出ているもの）、通帳
取り扱われる税・使用料	市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、保育料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料



所得の申告はお済みですか？

所得の申告をしていないと、必要なサービスを受けることができない場合があります。

また、所得がない人も「所得がない」という申告をする必要がありますので注意してください。

問い合わせ 税務課収納係 ☎22-7732

祝全国大会出場（敬称略・順不同）

全日本女子学生剣道選手権大会

7月4日～5日 大阪府
小櫻 美鈴（広島大学）

全国高等学校総合体育大会

《ソフトテニス》
8月5日～8日 奈良県
黒川 元貴（山陽高等学校）

少林寺流全国空手道選手権大会

8月23日 神奈川県
大岡 美智子
（近畿大学附属東広島中学校）
大岡 由幸（忠海西小学校）
浜崎 晃次（忠海西小学校）

ジャパンカップ2009 チアリーディング日本選手権大会

8月28日～30日 東京都
大林 真衣（如水館高等学校）
林 紗千亜（如水館高等学校）

問い合わせ
生涯学習課体育振興係
☎22-7757